

お知らせ

口座の譲渡・売買は犯罪です

SNS等での違法な口座買取の勧誘にご注意ください。

口座を売却すること自体が違法行為です。

また、売却目的で口座を開設した場合詐欺罪に問われます。

- ① 正当な理由なく、通帳・キャッシュカードや、インターネットバンキングのログインID・パスワードなどを譲り渡したり、譲り受ける行為は、犯罪収益移転防止法違反となり、一年以下の懲役または100万円以下の罰金となります。
- ② 他人に譲り渡す目的で口座を開設する行為は、詐欺罪となり、10年以下の懲役となります。

この様な犯罪を犯した場合、逮捕・懲役・罰金の法的処分を受けるのみならず、お客様の口座情報はリスト化され、長期にわたり日本国内での銀行取引ができなくなる等、将来のお客様の生活に大きな支障をきたすこととなります。

本件に係るお問い合わせがある場合は、弊社コールセンターまでご連絡くださいますようお願いいたします。

今後もSBJ銀行をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

・SBJ銀行 コールセンター：フリーダイヤル 0120-015-017
(営業時間：平日9時～18時 ※土日・祝日・年末年始を除く)